

番号	資料	質問	回答
1	【募集要項】 P2 6) ②照明灯管理データベースの構築・データ更新(項目：ア、イ)	①照明器具の設置場所を特定・管理するための「地図データ」について、GIS等の専用システムの構築を必須とするものではなく、施設の平面図・配置図等と照明器具の管理情報（品番、数量等）を紐付けるなど、事業者が提案する方法によるものと理解してよろしいでしょうか。 ②データはエクセルソフトで作成してもよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、変更や更新が容易にできるデータベースを事業者が提案して頂いて構いません。
2	【募集要項】 P3 6) ④既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務	市の処理施設を利用させて頂くことは可能でしょうか。 ※例えば、蛍光灯/電球は郡上クリーンセンター(有料) 灯具本体（鉄くずなど）は北部クリーンセンター(無料) など	既存照明等の撤去に伴う廃棄物処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建設リサイクル法などの関連法令を遵守し適切に処理してください。
3	【募集要項】 P3 6) ⑤維持管理業務(項目：オ)	①原則3日以内というのは「着手する」という認識で宜しいでしょうか。 また、施設側の都合もある為、その場合はできる限りの最短日数にて着手するという認識で宜しいでしょうか。 ②新設・移設・撤去などについて、当初の見積(設計)に含んでいない事案が発生した場合、費用について修繕事案同様に原因（要因）次第で費用負担先が異なる事が考えられる為、都度協議をして頂けますでしょうか。	①記載のとおりで問題ありません。 ②都度協議とします。
4	【募集要項】 P3 6) ⑤維持管理業務（項目：ウ）	これら既設LED設備の設置時期、型式、使用年数・稼働時間等の詳細な管理台帳・データは提供していただけるのでしょうか。また既設LED設備については、本事業の初期工事（器具交換対象）には含まれない前提かと存じます。 しかしながら、設置から年数が経過しており、維持管理期間中に定格寿命（40,000時間等）を迎えて不点灯・故障が発生するリスクが想定されます。 本事業開始前に設置された既設LED設備の老朽化・寿命に起因する不点灯や故障について、維持管理期間中に修繕や器具交換が必要となった場合、その費用は市の負担（または協議の上で市が負担）という認識で宜しいでしょうか。	既設LED設備の情報は、可能な限り詳細を提供します。既設LED設備の不点灯等は、その要因等を基に、都度協議とします。
5	【募集要項】 P3 6) ⑤維持管理業務（項目：オ a）	施設改修や用途変更等に伴う増設、移設・撤去、ならびに第三者による損傷、天災・火災等による損傷については、本事業における通常の維持管理業務の範囲外と考えてよろしいでしょうか	維持管理業務期間中の事故等の要因が、他の第三者によるものである場合は、範囲外と考えます。
6	【募集要項】 P3 6) ⑤維持管理業務（項目：オ b）	要求水準書における「設備の製品としての不具合による故障」については、新設したLED照明器具等について、メーカー保証の対象となる製品上の不具合・故障を想定しているとの理解でよいでしょうか。 また、既設LED照明器具については、経年劣化やメーカー保証期間終了後の故障、施設側の使用・管理状況等に起因する不具合など、様々な事象が想定されます。 これらについて、通常の維持管理業務に含まれる修繕と、経年劣化による器具交換、施設側の事情に起因する修繕等を区分し、事案の原因及び責任の所在に応じて、費用負担及び対応方法を市と事業者で協議できるものと考えてよいでしょうか。	新設LEDの製品不良は記載のとおりです。既設LEDに関しては、質問4と同回答です。

7	【募集要項】 P 3 6) ⑤維持管理業務（項目：カ）	＜自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については市と協議の上、定める＞とありますが、保険の種類や特約の付保次第で大幅に費用が異なる事が予想できます。また、本事業では、施工期間中の事故・第三者への損害等と、維持管理期間中の事故・損害等では、必要となる保険の考え方が異なる可能性があります。 したがって下記質疑になります。 ①市が最低限求める保険の種類 ②最低限必要とする補償内容・補償額 ③施工期間と維持管理期間で保険の考え方が異なるのか。 ④事業者が必要と判断する保険については提案者に委ねて頂けるか。 ⑤保険適用範囲は本事業に起因して事業者が負担すべき損害という考え方で良いか。	整備期間中の施工業務、サービス期間中の維持管理業務の手法等を含めた提案と考えます。
8	【募集要項】 P 6 (3) 応募者の役割 ③	＜施工役割を担う者は建設業法第26条に基づき、監理技術者を選任すること。＞とありますが、本業務に当てはめて考えた場合、S P Cは特別目的会社である為、S P C 自体では監理技術者を選任せず、各施設の工事元会社(S P Cより発注を受けた会社)を元請け会社と考え、そこで建設業法上必要となる場合(下請負契約金額が5,000万円以上)に選任するという認識で宜しいでしょうか。 ※下請負契約金額5,000万円以下の場合は主任技術者。	記載のとおりです。
9	【募集要項】 P 13 7 事業契約に関する事項 2) 事業者の責任の履行に関する事項	本案件はプロポーザル事業であり郡上市契約規則第31条(8)に該当し、契約保証金は免除という認識で宜しいでしょうか。	本事業は工事のため、契約保証金は必要になります。
10	【事業契約書（案）】 第22条、第23条、第24条2項 第30条、第31条、第32条、第33条 関係	完工検査について、「自己の責任及び費用負担において対象設備の完工検査を行うこと」とされており、併せて「竣工検査及びその他の検査を含む」と記載されています。 これらの「完工検査」「竣工検査」「その他の検査」のそれぞれについて、想定されている検査の内容、実施主体及び実施時期をご教示ください。 また、「事業者による完工検査」と記載されていることから、事業者が施工完了後に実施する自主検査を基本とし、その検査結果を市へ報告するものとの理解でよろしいでしょうか。 併せて、市による完工確認・検査等を別途実施する場合には、その実施方法、検査項目及び事業者求められる対応についてご教示ください。	事業者は自主検査、自主検査報告を実施のうえ、現地での市の立会検査も実施とします。

11	【事業契約書（案）】 第22条、第23条、第24条2項 第30条、第31条、第32条、第33条 関係	①供用開始時期＝維持管理開始なのか。 ②供用開始時期＝引渡しなのか。 ③維持管理期間の開始日が異なる場合は維持管理期間の終了日も異なるのか。 ④ ①～③は各施設で考えて良いのか。 ⑤維持管理期間開始のタイミングが各施設一律である場合、早く工事完了した場合のリスク(点灯時間、故障、その他不点に関する事など)があるかと思います。 また質疑の回答次第で検討事項も変わる為、本事業に当てはめた時の工事完了～最終完了(引渡)までの全体の具体的な流れを教えてください。 ⑥第32条2項では瑕疵請求は＜供用が開始された日から○年以内＞とあるが、上記質疑の内容次第で認識が変わる為、どこからが対象期間なのか教えてください。 (供用開始とは引渡し時期なのかそれとも維持管理開始など)	本事業は一括LED化事業であるため、全施設の引き渡し日から一括維持管理業務とします。
12	【事業契約書（案）】 第40条 1項	＜設備の修繕を行う必要が生じた場合、事業者は自己の責任と費用負担において＞とあるが、事業者には責任が無い事案での修繕については事案ごとに市と協議の上進めるという事は可能でしょうか。	都度協議とします。
13	【要求水準書】 P 6 (6)安全管理 ⑤現場代理人	現場を担当する請負会社から1名選任するという認識で良いでしょうか。	記載のとおりです。
14	【要求水準書】 P 6 (6)安全管理 ⑦高所作業	高所作業（2m以上）の作業場所にて作業床が設置できない場所にて、脚立や梯子の利用が施工において有効的な箇所が多々あるかと思われますが、その場合は囲いをするなど周囲への安全に十分注意し、また安全帯を使用するなど対策を講じた上で脚立や梯子について使用してもよろしいでしょうか。	記載のとおりです。
15	【要求水準書】 P 9 別表1 予想されるリスクと責任分担表 物価のリスク	内容に急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響のあるもののみを対象)とありますが、【人件費】【機器/材料費】などが考えられますが、こちらも対象でしょうか。	機器は一括発注であるため、リスクは無いと考えます。人件費は、公共工事設計労務単価等の根拠等を基に協議可能とします。
16	【要求水準書】 P 10 別表1 予想されるリスクと責任分担表	＜一般改善＞について工事引渡前に事業者起因しない事は、事案ごとに協議して頂けますでしょうか。	記載のとおりです。
17	【基本協定書（案）】 第3条	S P Cの事かと思いますが、条文に＜株式会社形態で設立＞とありますが、合同会社での形態でもよろしいでしょうか。	自由にご提案下さい。
18	【募集要項】 P 2 6)業務範囲 ①調査業務	P C B含有の可能性がある器具を発見した際は、適切に対応できるように協議していただけますでしょうか。 また、調査時に特殊環境のため（足場が必要など）通常調査では予見不可能な場合で、施工時に発覚した場合は、別途協議してもらえますでしょうか。	都度協議とします。

19	【募集要項】 P2 6) 業務範囲 ①調査業務	建築工事が発生する箇所にてアスベスト含有の恐れがある場合は、適切に対応できるように協議してもらえますでしょうか。 また、調査時に特殊環境のため（足場が必要など）通常調査では予見不可能な場合で、施工時に発覚した場合は、別途協議してもらえますでしょうか。	都度協議とします。
20	【募集要項】 P3 6) 業務範囲 ③設計・施工計画・施工管理業務	工事施工中、ＬＥＤ器具設置に際し、既設建物(既設資材)の老朽化などにより、事業者の想定以上の設置費や工事費(材料費含む)が必要となる場合があります。その場合、費用負担について協議して頂けることは可能でしょうか。	都度協議とします。
21	【募集要項】 P3 6) 業務範囲 ⑤維持管理業務 項目：ア、オ	ＬＥＤ機器設置後、維持管理期間中の不点灯の際、修繕を行う事になるかと思いますが、高所に設置したＬＥＤ照明機器への対応の際、高所作業車や足場など、通常の交換費用とは別に費用が発生する場合があります。このような費用について都度協議してもらえるでしょうか。	都度協議とします。